

クラウドサービス契約約款

株式会社ハイテックシステム

第 1 節 総 則

第 1 条 (取り扱いの準則)

株式会社ハイテックシステム (以下「当社」といいます) は、この「クラウドサービス契約約款」 (以下「この約款」といいます) によってクラウドサービスを提供します。

第 2 条 (約款の変更)

1. 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. この約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法により変更後すみやかにその内容を通知します。

第 3 条 (クラウドサービスの内容)

1. 当社のクラウドサービスは、別途契約者に提示する内容に基づき、提供されるものとなります。
2. クラウドサービスの内容を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることになる契約者に対して、当社の定めた方法によりすみやかにその内容を通知します。

第 4 条 (提供区域)

クラウドサービスの提供区域は、日本国のすべての地域とします。

第 5 条 (所在地)

クラウドサービスを提供する本社の所在地は以下の通りです。

山形県山形市松波一丁目 16 番 7 号

株式会社ハイテックシステム

第 2 節 利用契約

第 6 条 (利用契約の単位)

クラウドサービスの利用契約は、当社が定めた契約年数を単位として締結します。

第 7 条 (契約者による第三者に対するサービスの提供)

契約者がクラウドサービスを用いて、第三者に独自のサービスを行うことを認めます。

ただし、この場合、契約者は当該第三者に本約款を遵守させるものとします。

第 8 条 (契約の最低利用期間と更新)

別途定めのない限り、クラウドサービスの最低利用期間は 1 年間とします。

期間満了の 1 ヶ月前までに両者のいずれからも解除の意思表示のないとき (第 21 条を除く) は、本契約は一年間自動的に継続更新されるものとし、以後も同様とします。

第 9 条 (権利譲渡の禁止)

契約者は、クラウドサービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を第三者に譲渡す

ることはできません。

第 3 節 利用申込等

第 10 条 (利用申込)

1. 当社は契約申込者が記名捺印した契約の締結をもって利用申込を受け付け、必要な審査・
手続等を経た後に当該利用申込を承諾します。
2. 契約の締結にあたっては、当社が指定した第三者による取次を認めます。

第 11 条 (利用契約の成立)

利用契約は、契約の締結に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

第 12 条 (利用申込の受付とサービスの開始)

当社が利用契約を承認した場合、利用者に対してサービス開始に必要なログイン ID・パスワードを通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無に関わらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。ただし、当社の責によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

第 13 条 (申込の拒絶)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、クラウドサービスの利用の申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 申込に係るクラウドサービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難な場合
 - (2) クラウドサービスの申込者が、当該申込に係る契約上の義務を怠るおそれがあることが明らかである場合
 - (3) クラウドサービスの申込者が、第 18 条 (提供の停止) 第 1 項に該当する場合
 - (4) クラウドサービスの契約申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - (5) その他前各号に準ずる場合で、当社が、契約締結を適当でないと判断した場合
2. 前項の規定により、当社がクラウドサービスの利用申込を拒絶する場合は、当社は、申込者に対し書面によりその旨を通知します。

第 4 節 契約事項の変更等

第 14 条 (契約事項の変更等)

1. 契約者は、クラウドサービス内容の変更を請求することができます。この場合、当社が別に定める申請方法により所定の事項を記載した書面を提出するものとします。
2. 当社は、前項の請求があったときは、第 3 節 (利用申込等) の規定に準じて取り扱います。

第 15 条 (法人の契約者の地位の承継)

1. 契約者である法人が合併その他の理由により、その地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から 30 日以内にその旨を当社に通知するものとします。

2. 第 13 条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合に準用します。
3. 前 2 項の場合において、地位を承継した者が 2 名以上あるときは、そのうちの 1 名を当社に対する代表者と定め、あわせて書面によりその旨を当社に通知するものとします。これを変更したときも同様とします。
4. 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 名を代表者とみなします。

第 16 条（個人の契約者の地位の承継）

1. 契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係るクラウドサービスは終了します。ただし、相続開始の日から 2 週間を経過する日までに当社に申し出ることにより、相続人（相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継した者で 1 名に限る）は、引き続き当該契約によるクラウドサービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。
2. 第 13 条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合に準用します。

第 17 条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、すみやかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

第 5 節 提供の停止等

第 18 条（提供の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めてクラウドサービスの提供を停止することがあります。
 - (1) クラウドサービスの料金等、割増金または遅延損害金を支払期日を経過してもなお支払わないとき
 - (2) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
 - (3) 前各号に掲げる事項のほか、この約款に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき
 - (4) 第 35 条（情報の取り扱い）の規定に違反したとき
 - (5) 契約者が支払いを停止したとき
 - (6) 契約者が、仮差押、差押、もしくは仮処分申立を受けたとき
 - (7) 契約者について破産手続き開始、競売、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始の申し立てがあった時、または清算に入ったとき
2. 当社は、前項の規定によりクラウドサービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめ、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。但し、緊急やむを得ない時は、この限りではありません。また、当社は、本条に定めるところによる本サービスの提供の停止により契約者が損害を被った場合でも、一切の責任を負いません。

第 19 条（提供の中止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、クラウドサービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき

(2) 当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき

(3) 第 20 条（通信利用の制限）の規定によるとき

(4) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりクラウドサービスの提供を行うことが困難になったとき

2. 当社は、前項第 1 号の規定によりクラウドサービスの提供を中止しようとするときは、その 14 日前までにその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。また、当社は、本条に定めるところによる本サービスの提供の中止により契約者が損害を被った場合でも、一切の責任を負いません。

3. 第 1 項 2 号、3 号、4 号により中止するときは、あらかじめ、その理由、実施期日および実施期間を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。また、当社は、本条に定めるところによる本サービスの提供の停止により契約者が損害を被った場合でも、一切の責任を負いません。

第 20 条（通信利用の制限）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、クラウドサービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。

2. クラウドサービスをご利用の契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。

第 21 条（サービスの廃止）

1. 当社は都合によりクラウドサービスの提供そのもの、あるいは特定の種別及び品目のサービスを廃止することがあります。

2. 当社は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する 2 ヶ月前までに書面によりその旨を通知します。

3. 契約者は第 1 項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種別及び品目のサービスを受けることができます。この場合において、当該請求については第 14 条（契約事項の変更等）の規定を準用します。

4. 当社がサービスを廃止した場合、クラウドサービスに保管されていた契約者のデータは、サービス廃止後 1 ヶ月程度を目処に、全て消去します。契約者は、サービス廃止前に自らデータを取り出して保管することとし、当社からデータの提供は行いません。

第 6 節 契約の解除

第 22 条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、第 18 条（提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。また、当社がサービス改修の実施 2 ヶ月前までに書面によりその旨を契約者に通知したにも係らず協力していただくことができなかった場合も、同様に取扱います。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により契約者にその旨を通知します。
3. 契約を解除した場合の契約者データの扱いについては、第 21 条（サービスの廃止）の規定を準用します。

第 23 条（契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者は、クラウドサービス契約を解除するとき（次項または第 3 項の規定による場合を除く）は、当社に対し、解除の希望日の 1 ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。
2. 契約者は、第 19 条（提供の中止）または第 20 条（通信利用の制限）に定めた事由が生じたことにより、クラウドサービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効力が生じたものとします。
3. 第 21 条（サービスの廃止）第 1 項の規定により特定の種別のサービスが廃止されたとき（同条第 3 項の規定により、サービス種別または品目に変更があった場合を除く）は、当該廃止の日に当該種別に係るクラウドサービス契約が解除されたものとします。
4. 契約者は、クラウドサービス契約を解除するとき、必要に応じてクラウドサービスに保管されていた自らのデータを取り出し、保管するものとします。契約を解除した場合の契約者データの扱いについては、第 21 条（サービスの廃止）の規定を準用します。

第 7 節 料金等

第 24 条（料金等）

クラウドサービスの料金および関連費用（以下「料金等」といいます）は以下の項目からなります。

(1) 初期費用

契約者が、サービスを受けるに当たって支払う一時金です。クラウドサービスの内容によっては本費用が発生しない場合もあります。

(2) 月額料金

契約者が、サービスの対価として支払う費用で、各サービス種別で定める細目からなります。

第 25 条（課金開始日）

クラウドサービスの課金開始日は、第 11 条（利用契約の成立）および第 12 条（利用申込の受付とサービスの開始）の規定により契約が成立し、当社が発送するサービス開始の

確認書において課金開始日として記載した日をいいます。

第 26 条（契約者の支払い義務）

1. 契約者は、当社に対し、クラウドサービスの利用に係る前条に規定した初期費用、月額料金を、サービス種別ごとに当社が定める方法で支払うものとします。
2. 第 18 条（提供の停止）の規定によりサービスの提供が停止された場合における該当停止期間のサービス料金は、当該サービスがあったものとして取り扱います。
3. 第 19 条（提供の中止）の規定により、サービスの提供が中止された場合における当該中止期間のサービス料金は、第 38 条（利用不能の場合における料金等の清算）の規定により取り扱います。

第 27 条（料金等の請求および支払い）

1. クラウドサービスの料金等は、毎月当社が定める方法により請求いたします。
2. 当社は、初期費用が発生する場合、契約成立後すみやかに支払期限を定めて請求します。
3. 前各項の定めにより料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。

第 28 条（割増金）

クラウドサービスの料金等を不法に免れた契約者は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の 2 倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

第 29 条（遅延損害金）

1. 契約者は、クラウドサービスの料金等または割増金の支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払わなければなりません。ただし、支払いのなかった料金等の翌料金月分の料金の支払期日までに支払いがあったときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により計算して得た額に 1 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

第 30 条（消費税）

契約者が当社に対しサービスに関する料金等を支払う場合、支払いを要する額は、当該料金等の額に消費税相当額（消費税法、昭和 63 年法律第 108 号および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。

第 31 条（初期費用および月額料金の額）

1. クラウドサービスの初期費用および月額料金の額は、別途当社が契約者との間で定めた額とします。
2. 月額で定める料金等については、日割計算を行わないものとします。

第 32 条（契約事項変更に伴う初期費用の額）

サービス品目の変更の初期費用に係わる額は、当該変更後の品目の初期費用の額が当該変更前の初期費用の額を超える場合、当該変更後の品目の初期費用の額から当該変更前の品目の初期費用の額を控除した額とします。

第 33 条（契約事項変更に伴う違約金）

契約者は、最低利用期間が経過する前に、他のサービス品目に変更する場合（第 23 条（契約者が行う利用契約の解除）の 3 項の規定によりサービスの変更があった場合を除く）で、当該契約の変更前の月額料金の額が、変更後の月額料金の額を超えるときは、以下の方法で算出した料金を、違約金として、当社の請求に基づき一括して支払うものとします。

契約事項変更にもなう違約金＝（最低利用期間の日一契約事項変更日）×（変更前月額料金－変更後月額料金）

第 34 条（契約解除に伴う料金等の清算方法）

1. 最低利用期間が経過する前に契約が解除された場合（第 22 条（契約者が行う利用契約の解除）の 2 項または 3 項の規定により解除された場合を除く）におけるクラウドサービスのサービス料金の額は、当該解除日から最低利用期間に達するまでの残余期間に対応する額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。
2. 最低利用期間が経過した後に契約が解除された場合（第 22 条（契約者が行う利用契約の解除）の 2 項または 3 項の規定により解除された場合を除く）におけるクラウドサービスのサービス料金の額は、当該解除のあった日の属する月の月末までに対応する額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。
3. 利用契約が解除された場合に、精算すべき調整料金があるときは、契約者はこれを当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

第 8 節 情報の取り扱い

第 35 条（情報の取り扱い）

1. 契約者は自己が利用するクラウドサービス全領域内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 当社は契約者が登録したデータにつき、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。
3. 契約者は、自己のホスティング領域（データ保管空間）内での紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又はその他の第三者に迷惑を掛け、あるいは何らの損害等も与えないこととします。
4. 契約者はクラウドサービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。
 - (1) 公序良俗に反する行為
 - (2) 犯罪行為もしくは犯罪の恐れのある行為
 - (3) 他人の著作権を侵害する行為
 - (4) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
 - (5) 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
 - (6) リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
 - (7) その他、法令に違反する行為
 - (8) クラウドサービスの運営を妨げ、もしくは当社の信頼を毀損する行為

第 36 条 (バックアップ)

1. 当社は物理サーバの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて契約者の登録したデータの複写を、サーバの故障・停止などに備えて保管することがあります。このデータのバックアップは緊急時に備えるものとして当社設備内において可能な限りの対応とし、専用に設備を設けるものではありません。
2. 契約者の希望によりバックアップされたデータを復元する場合には、契約者は当社に所定の手数料を支払うものとします。
3. 契約者が登録したデータが消失するなどして、契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

第 37 条 (契約者のデータの権利)

契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。

第 9 節 雑則

第 38 条 (機密保持)

当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密 (通信の秘密を含みます) を、第三者に漏らしません。

第 39 条 (責任)

1. 当社は、本サービス提供の中断、停止またはサービス内容の廃止または変更等によって契約者に損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの利用によって契約者に損害が生じた場合、特段の定めがある場合を除き、通常かつ実際に生じた損害の範囲に限り、1ヶ月の利用料金を限度として賠償責任を負うものとします。
3. 契約者による本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、契約者の責任と費用において解決していただくこととし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 本サービスにおける契約者と当社の責任分界点は次の通りとします。

契約者の責任範囲は、本サービスを利用するユーザ情報の管理、使用する端末設備等および、契約者が準備した通信回線と当社が準備した通信回線の接続地点までの範囲とし、当社が準備した通信回線の接続地点から本サービスの提供にかかわる設備および、その他サービスに関しては当社の責任範囲とします。ただし、契約内容により、仮想化層を当社にて管理する場合と、アプリケーション、ミドルウェア、オペレーションシステムを契約者にて管理して頂く場合があります。

第 40 条 (契約者の義務)

1. 契約者は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
2. 契約者はパスワードの再発行が必要な場合には、当社が定める方法により再発行の申請

を行うものとしします。また、この場合には所定の手数料を支払うものとしします。

3. 契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。

第 41 条（通信設備等）

契約者は、自己の費用と責任において、クラウドサービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを経由してクラウドサービスを利用するものとしします。

第 42 条（接続業者）

1. クラウドサービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、当社が用意するインターネットサービスに準ずるものとしします。
2. インターネット接続サービス業者側による設備不良等に起因する不具合が生じ、本サービスを利用できない状態になった場合、それに伴うサービス停止に関して当社は一切の責任を負わないものとしします。
3. インターネット接続サービス業者のサービスが復旧に至るまでの間、当社設備内で出来得る限りのサービス提供に努めるものとしします。それに関し費用がかかる場合には協議のうえ決定するものとしします。

第 43 条（指定ソフトウェア）

1. 当社は、クラウドサービスの利用のために必要または適したソフトウェアを指定することがあります。この場合、契約者が他のソフトウェアを用いたときは、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。
2. 当社にて開発した以外で導入しているソフトウェアによる既知及び未知の不具合に付帯する障害が発生した場合、それに伴うサービス停止に関して当社は一切の責任を負わないものとしします。
3. ソフトウェア不具合によりサービスが停止している間、当社は出来得る限りの問題解決を行い迅速なサービス復旧に努めるものとしします。それに関し費用がかかる場合には協議のうえ決定するものとしします。

第 44 条（免責）

1. 当社は、以下の事由によりお客様等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず責任を負わないものとしします。
 - (1) 本サービスを構成するソフトウェア等に関する不具合、瑕疵、バグ等による損害。
 - (2) 本サービスの利用に伴って契約者が管理又は保管するデータ等の漏洩、滅失又は消失等による損害。
 - (3) 契約者がセキュリティリスクのあるデータ等を本サービス上で使用したことに起因する、又はお客様設備に起因するデータ等の漏洩、滅失若しくは消失等による損害。
 - (4) 天災地変、大量通信等その他の不可抗力による損害。
 - (5) 当社が定める手順・セキュリティ手段等をお客様等が遵守しないことに起因して発生

した損害。

- (6) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック又は通信経路上での傍受による損害。
- (7) 本サービス用設備等のうち当社の作成・制作に係らないソフトウェア等に起因して発生した損害。
- (8) 本サービス用設備等のうち、当社の製造に係らないハードウェア等に起因して発生した損害。
- (9) 当社以外の電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。
- (10) 刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分による損害。
- (11) その他当社の責に帰すべからざる事由による損害。

2. 前項に定めるほか、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス利用契約に関して当社が契約者に対して与えた損害について、当社は一切その賠償責任を負わないものとします。ただし、個別規程に損害賠償責任を負う旨の定めをおいた場合を除きます。
3. 当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、データ等の滅失又は消失等に基づく損害、本サービスを医学、人命又は人体等に係る業務に利用した場合に生じた損害及び、契約者の逸失利益については、当社は一切その賠償責任を負わないものとします。
4. 当社は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じたトラブル・紛争等について一切責任を負わないものとします。
5. 当社は、本サービスに関し、本件第三者等に生じた損害について、一切その賠償責任を負わないものとします。

第 45 条（クロックの同期）

本サービスで利用するクロックは、単一の参照時刻源と同期させます。参照時刻源は原則として「情報通信研究機構（NICT）」が提供する「インターネット時刻供給サービス」とし、当該サービスが直接参照できないシステムの場合は、これに準じた時刻同期サービス又は同一ネットワーク内で単一の装置を参照時刻源とします。

第 46 条（損害賠償）

1. 契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。
2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めにきずべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害に対して責任を負うものとします。

3. 当社は、当社のサーバ装置その他の設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたことにより発生する損害については、責任を負いません。
4. 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後もその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る月額上限料金の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

第 10 節 その他

第 47 条 (契約者名の公開)

契約者は、当社の定める方法により、契約者名を公開することを承認します。

第 48 条 (IP アドレス又はドメイン名に係る申請手続きの代行等)

1. 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に代わってレジストリおよびレジストラにその加入者専用回線又は局内接続回線で使用する IP アドレスの割当てもしくは返却、ドメイン名の割当て、変更もしくは廃止又は接続データベースへのドメイン名の追加、変更もしくは削除の申請手続き等を行います。
2. 前項の場合において、契約者は、それぞれのレジストリもしくはレジストラが定める登録規則および情報取扱の規定等を承諾したうえで、当社に申請手続等の請求を行っていただきます。
3. 第 1 項の場合において、契約者は、当社へ提供する情報のうち、それぞれのレジストリもしくはレジストラへの申請手続き等に必要な情報については、当社よりそれぞれのレジストリもしくはレジストラへ提供することに同意していただいたものとします。

第 49 条 (提供情報の更新手続等)

1. 前条の場合において、契約者は、当社がそれぞれのレジストリもしくはレジストラへ提供した契約者の情報に変更が生じた場合、それぞれのレジストリもしくはレジストラへの情報の修正、削除等の手続 (以下「更新手続」といいます。) の請求を当社に対して行うものとします。
2. 前項の規定により、契約者より更新手続の請求があった場合、当社は、速やかにそれぞれのレジストリもしくはレジストラへ更新手続を行い、手続完了後、その旨を契約者に通知します。

第 50 条 (デジタル証明書取得に係る申請手続きの代行等)

1. 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その契約者に代わって SSL 証明書の申請手続き等を行います。
2. 前項の場合において、契約者は、当社に対して SSL 証明書の発行機関を指定できるものとします。

第 51 条 (サービス提供・構築)

1. 「第 3 条」に記載されているサービスが提供される全サービスとします。契約者から要

望が無い限り新しくサービスを増減することはありません。

2. 当社は、本サービス提供の中断、停止等でサービスが停止している状態で、かつやむを得ないと判断した場合に限り仮想サーバの新規構築を行い、サービス提供に努める場合があります。

第 52 条（合意管轄裁判所）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、その債権額に応じて山形地方裁判所又は山形簡易裁判所を契約者と当社の第一審の合意管轄裁判所とします。

附 則

1. この約款は平成 25 年 9 月 10 日から実施します。
2. 令和 3 年 12 月 1 日より、本改訂版を施行します。